

# 木曽森林保全基金条例

〔平成 15 年 12 月 1 日〕  
条例第 10 号

改正 平成 16 年 11 月 25 日 条例第 4 号

## （設置）

第 1 条 木曽川「水源の森」森林整備協定(平成 15 年 2 月 5 日。以下「協定」という。)に基づき、水源地域における森林整備を促進し、健全な水循環型社会の構築を図るため、木曽森林保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （基金の積立）

第 2 条 基金として積立てる額は、毎年度予算で定める額とする。

2 前項の積立に必要な原資は、木曽広域連合規約(平成 11 年 3 月 15 日長野県指令 10 地第 1280 号)第 2 条に定める組織町村からの拠出金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

## （管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## （運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

## （対象事業）

第 5 条 基金の対象となる事業は、協定第 6 条第 1 項第 1 号に定める水源涵養機能の高度発揮に向けた森林整備の促進を図るため必要があると認められる事業並びに木曽広域連合長（以下「広域連合長」という。）が特に必要と認める事業とする。

## （返還）

第 6 条 基金積立金は、組織町村の離脱によりその出資金を返還することができる。ただし、組織内の町村合併によるものは除く。

## （委任）

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 16 年 11 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。